



第4章
計画の推進

第4章 計画の推進

1

計画の推進体制

本計画は、家庭や地域、職場など広範多岐にわたるものであり、今まで以上に市民や事業所、各種団体等の理解と協力が必要となります。そのため、市民と事業所、行政が一体となって共同で施策や事業の推進に取り組んでいきます。

また、計画の進捗状況を把握するための進行管理を行い、今後の社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

(1) 市の役割

市は、男女共同参画を推進するため、総合的な施策の着実な実施に努めることをその責務とします。そのため、すべての市民や事業所及び職員に基本的理念を浸透させ、施策の実施にあたっては、市民、事業所等と相互に連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。

また、本計画の推進及び本市における男女共同参画社会の形成を促進するため、庁内組織の充実及び推進体制の整備に努めます。さらに、有識者や市民代表で構成される市民組織を設置し、意見等を反映しながら計画を推進します。

(2) 市民の役割

市民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。そのため、市民は、市が行う男女共同参画推進の施策に積極的に関わり、「男女共同参画社会づくり」を目指しましょう。

(3) 地域団体・事業所等の役割

地域団体・事業所は、その事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女共同参画推進に努めることをその役割とします。そのため、地域団体・事業所は、市が行う男女共同参画推進の施策に協力し「男女共同参画社会づくり」を推進しましょう。

2

数値目標の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、主な施策に数値目標を設定します。

①本市の特性を勘案し、平成32年度までに達成すべき目標値を設定します。

目標の指標には「市民意識調査からの目標指標」と「行政の目標指標」の2種類を設けます。

それぞれの指標について、現状値及び平成32年度までに達成すべき目標値を記載し、現状値の基準は、以下のとおりとします。

＜現状値の基準＞

市民意識調査からの目標指標・・・平成26年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果の数値

行政の目標指標・・・・・・・・平成26年の数値

②国や県において同様の目標値が設定されている場合には、それに準じて設定します。

③本市の総合計画・関連する個別計画・行政改革等で設定している目標値については、その目標値に準じて設定します。

④目標値は、市民、地域、事業所、市の連携・協力により達成するものです。

目標指標

基本 目標	項目		現状値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	出典・ 担当課	
1 され 支え 入 活 の ま ち が 重 ん ん を 支 え て ま ち を 支 え る	家庭生活において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		43.4%	50.0%	意識調査	
	社会通念・習慣・しきたりに関して男女が「平等になっている」と回答した人の割合		24.8%	30.0%	意識調査	
	男女共同参画に関する講演会の参加者数		81人	150人	生活課	
2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち	地域社会において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		39.1%	45.0%	意識調査	
	現在の家庭内の役割の中で育児を「夫婦」で分担している人の割合		20.2%	30.0%	意識調査	
	市の審議会等における女性委員の割合	※1	20.4%	30.0%	生活課	
		※2	13.1%	20.0%		
	女性活躍推進法関係	職場において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		36.2%	45.0%	意識調査
		市職員が育児休業制度取得した割合	男性	0%	10.0%	総務課 生活課
			女性	100.0%	100.0%	
市職員の管理職のうち女性の割合		4.9%	20.0%	総務課 生活課		
女性の区長・副区長の人数		0人	1人	総務課 生活課		
家族経営協定の締結数		49組	60組	農業委員会 事務局		
3 安心して暮らせるまち、互いに認め合い、	DVを経験した（「受けたことがある」、「したことがある」と回答した人の割合）	身体	7.7%	0%を目指す	意識調査	
		精神	10.6%			
		性的	3.3%			
		経済的	3.9%			
		社会的	5.4%			
	国民健康保険特定健康診査の受診率	男性	43.3%	60.0%	市民課 健康課	
女性		54.4%	60.0%			
乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診の受診率	乳がん	22.9%	50.0%	健康課		
	子宮頸がん	24.4%	50.0%			
	前立腺がん	25.0%	50.0%			

※1 女性委員比率の目標の審議会等 ※2 の地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び要綱や規則により設置された審議会等 (平成24年4月1日から調査開始)

※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。